

TMI 中国最新法令情報 —(2020年8月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区朝外大街乙 12 号

昆泰国際大厦 2412A 室

TEL : +86-(0)10-5925-1200

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/china/index.html)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 契税法	
(2) 基本医療保険薬品使用管理暫定弁法	
2. 司法解釈	
(1) 統一的な法律適用を強化するための類似案件検索に関する指導意見 (試行)	
二. 連載 中国法実務のイロハ / 第三弾: 契約実務のイロハ	11
(第5回 期間及び時効の管理)	
三. 中国法務の現場より	17
1. 社会保険の代理納付に関する管理の強化	
2. 中国から見る「新常態」の行方	

一. 中国最新法令（2020年7月下旬～2020年8月中旬公布分）

(1) 契税法¹

全国人民代表大会常務委員会 2020年8月11日公布 2021年9月1日施行

① 背景

中国において、現在徴収されている税の種類は、全部で18種類あり、そのうち、企業所得税、個人所得税、車両・船舶については法律レベルでの根拠規定が定められているものの²、他の15の税³については、これまで法律レベルでの根拠規定が定められておらず、全人代の授權を受けた国务院が制定した契稅暫定條例（以下「本條例」という。）⁴が徴税の根拠となっていた⁵。

このような背景の下において、各地政府が自らの都合でそれぞれ業界毎、地域毎に優遇政策を打ち出すことが常態化し、經濟の發展に不均衡が生じるという弊害が発生していた。また、そもそも、立法法の規定によれば、税収の設立、税率の確定及び税金徴収管理等税収基本制度について、法律を制定するものとされているにもかかわらず⁶、現行の契稅暫定條例はあくまで行政法規に過ぎず、立法法の規定と法整備状況には齟齬が生じているという問題も生じていた。

今回、契稅に関して新たに契稅法（以下「本法」という。）が契稅に関して法律レベルの規定が初めて制定されたものであり、中国の税収法定原則を推進する象徴的な立法と言われている。

② 主な内容

本法は、全16か条で構成されており、主な内容は、契稅の徴収と税金減免に関する規定である。主なポイントは、以下の通りである。

ア 税金徴収範囲の拡大

契稅の徴収範囲に、現在適用されている「国有土地使⽤權⾏下げ⁷」を「土地使⽤權⾏下げ」に変更し⁸、また、2019年の土地法改正により追加された集團經營性建設⽤地の⾏下げも契稅の納税対象に取り入れた。

¹ 「中华人民共和国契稅法」

² 企業所得稅法（企業所得稅法）、個人所得稅法（個人所得稅法）、車船稅法（車船稅法）

³ 增值稅、消費稅、車輛購置稅、資源稅、城鎮維護建設稅、房產稅、印花稅、城鎮土地使⽤稅、土地增值稅、契稅、關稅、耕地占⽤稅、煙葉稅、船舶噸稅、環境保護稅

⁴ 「契稅暫行條例」

⁵ 契稅とは、土地や建物の所有權を変更する場合に、新しい所有者に対して、当事者間の契約に基づき、土地や建物の価格を基準として、一定比率で算定した上徴収される税である。

⁶ 立法法第8条第6項

⁷ ⾏下げ（中国語は「出讓」）とは、国から国有土地の使⽤權を使⽤權者に対して讓渡する⾏為をいう。一般市場主体の間の讓渡と区別するために、⾏下げと呼ばれている。

⁸ 本法第2条第1項第1号

イ 契稅稅率について

本法第3条は、契稅の稅率を3~5%とすることを定めており、現在実際に施行されている稅率（1%~2%）と比べると、稅率が上昇している⁹。

そのため本法が施行された後には、稅率が高くなり、不動産讓渡に関するコストが上昇することも懸念されている。もっとも、本條例に定められた稅率は、もともと3~5%であるものの¹⁰、実際に適用する稅率については、省、自治区、直轄市人民政府より、当該地域の実際狀況に照らして確定し、財政部と國家稅務局に届け出ることができるとされており、これに基づき各地において異なる定めがなされているのが現状である。

その意味で本法の規定は、本條例で定められた稅率と変わらない稅率を定めているが、適用稅率を確定するのは、省レベルの人民代表大會常務委員會、届出先の部門が、全人代及び國務院となる、という点で現行の制度と差異がある。

ウ 新型取引モデルの課稅対象への取り込み

本法では、払い下げ、讓渡、贈与、交換という所有權移轉方法のほか、以下のような新たな所有權移轉行為類型も契稅の課稅範囲に取り入れることを明確にした¹¹。

- 土地や建物による現物出資
- 土地や建物による債務の返済
- 国から企業への土地使用權の無償讓渡¹²
- インセンティブ¹³による土地使用權や建物所有權の取得

これらの取引類型は、契稅暫定條例細則（以下「本條例細則」という。）¹⁴において規定されていたものであるが¹⁵、法律レベルでも整備されたものといえる。

エ 契稅の計算根拠

本條例において、契稅の計算根拠は、基本的に讓渡價格とされており¹⁶、本法でもその原則が維持されている¹⁷。その上で、申告價格が著しく低く、且つ正当な理由がない場合、稅務局が市場價格に基づき評価の上調整できるという稅收徵收管理法¹⁸の規定内容を取り入れている¹⁹。

⁹ 本法第3条第1項

¹⁰ 本條例第3条第1項

¹¹ 本法第2条第3項

¹² 中国語で「划转」

¹³ 中国語で「奖励」

¹⁴ 「契稅暫行條例細則」

¹⁵ 本條例細則第8条

¹⁶ 本條例第4条第1項

¹⁷ 本法第4条第1項

¹⁸ 「稅收徵收管理法」

¹⁹ 本法第4条第2項

オ 申告期間

本条例では、契税の申告期間は、納税義務が発生する日から 10 日以内に行うものとされており²⁰、納税義務の発生日は、納税義務者が土地、不動産譲渡契約を締結する当日とされている²¹。

もっとも、納税義務者が、土地、不動産の権利変更登記手続を行う時に契税を申告するというのが実務上の慣行となっており、本条例に定められた納税期間を超過してしまう状況はよく見られていた。本法では、このような実務上の慣例を踏まえ、申告期間について、土地、不動産の権利変更登記手続を行う前と定めた²²。

カ 税金還付規定の導入

本法では新たに、税還付に関する規定が追加された²³。

実務上、契税を納付したものの、取引契約の効力や履行を巡る問題により、最終的に契約が履行できないといったケースがよく見られる。しかし、従前はこのようなケースにおける契税の還付規定が定められていなかったこともあり、契税納税者の救済が課題となっていた。

そのような中、本法では、権利譲渡契約が発効しない、無効、取消された又は解除された場合、所有権移転登記がまだ完成しない間に限り、既に納付した契税の税金還付を申請することが可能とされた。

(2) 基本医療保険薬品使用管理暫定弁法²⁴

国家医療保障局 2020年7月30日公布 2020年9月1日施行

① 背景

社会保険法²⁵の規定によれば、全ての従業員は、従業員基本医療保険に加入し、基本医療保険料は、使用者と従業員がそれぞれ負担するものとし、雇用されていない個人事業主²⁶、正式社員ではない労働者は、自ら保険料を負担した上、従業員基本医療保険に加入することもできるとされている²⁷。

都市住民については、都市住民基本医療保険制度が実施されており、基本医療保険は、都市住民にとって、最も重要な医療保障制度である²⁸。

その上で、国には、基本医療保険基金を含む社会保険基金が設置されているが²⁹、基本医療保険基金による支払い、負担がなされるためには、基本医療保険薬品目録、診療項目、

²⁰ 本条例第9条

²¹ 本条例第8条

²² 本法第10条

²³ 本法第12条

²⁴ 「基本医療保険用药管理暂行办法」

²⁵ 「中华人民共和国社会保险法」

²⁶ 中国語で「个体工商户」

²⁷ 社会保険法第23条

²⁸ 社会保険法第25条

²⁹ 社会保険法第64条第1項

医療サービス施設基準に合致する費用であることが必要とされている³⁰。

今回、基本医療保険の加入者の薬品使用ニーズに応じ、基本医療保険による薬品使用を合理化し、基本医療保険基金の使用効率を高めることを目的として、「基本医療保険薬品使用管理暫定弁法」（以下「本弁法」という。）が公布された。

本弁法は、今後「基本医療保険薬品目録」（以下「薬品目録」という）を制定する際の根拠規定となるため、各医療機関や製薬企業から注目を集めている。

② 主な内容

ア 基本医療保険薬品使用管理原則

基本医療保険薬品の使用管理に関し、以下の5つの原則を掲げている³¹。

- (a) 人を中心として、保険加入者の合理的な薬品使用ニーズを確実に保障すること
- (b) 基本的なニーズを保障することを原則とし、保障のレベルと基本医療保険基金及び保険参加者の負担能力とを適応させること
- (c) レベル別に管理し、各級の職責と権限を明確にすること。具体的には、以下の通り。
 - 国務院は、薬品目録の制定、調整し、全国の基本医療保険薬品の使用業務に対して管理と監督を行う³²
 - 省レベル医療保障行政部門は、本行政区域での基本医療保険薬品の使用に関する管理を担当し、本地域の基本医療保険薬品使用管理政策措置を設定し、薬品目録の実施監督業務を担当する。薬品目録をベースに、国家规定に定められた調整権限とプロセスに従って、条件を満たす民族的薬品、医療機構薬剤、漢方薬を省レベル医療保険支払範囲に導入し、国務院医療保障行政部門に届け出た上で実施する³³
 - 地区レベル医療保障部門は、薬品目録及び関連政策の実施を担当し、関連規定に従って、医療保険費用を速やかに精算と支払い、関連する統計、モニタリング、情報報告送付等業務を行う³⁴
- (d) 科学的、規範的、精細化、動的な管理を実現するため、専門家からの評価を堅持すること。ここにいう専門家からの評価としては、以下の3つのポイントが挙げられる。
 - 毎年、薬品目録の調整条件を満たすすべての薬品に対して評価し、新增する薬品、直接削除する薬品、削除可能な薬品、支払範囲を限定する薬品という四つのリストを提出すること³⁵
 - 専門家が、国家医療保障部門が主催する参入入札又は価格交渉に参加すること³⁶

³⁰ 社会保険法第28条

³¹ 本弁法第4条

³² 本弁法第6条第1項

³³ 本弁法第6条第2項

³⁴ 本弁法第6条第3項

³⁵ 本弁法第15条

³⁶ 本弁法第16条

- 薬品目録に掲載される薬品又は削除する薬品について、それぞれ専門家からの評価報告と結論を必要とすること³⁷

(e) 漢方薬と西洋薬剤のそれぞれの長所を發揮させ、相互に重んずる³⁸。

イ 医療保険基金の支払原則

(a) 基本原則

薬品目録に定められる薬品及び費用については、基本医療保険基金より支払うものとする³⁹。

(b) 支払条件

薬品目録に定められた薬品に関する費用は、以下の条件に満たした場合、基本医療保険基金より支払うものとする⁴⁰。

- 疾病の診断又は治療を目的とするものであること
- 診断、治療が病状に対応し、薬品の法定適応症及び医療保険の限定支払範囲に合致すること
- 急診、救急の場合を除き、指定する医療薬品機関より提供されるものであること
- 医者の処方又は医者の入院指示に従って、発生する薬品費用であること
- 規定するプロセスで、薬剤師の審査を受けたものであること

(c) 支払方法

薬品目録の薬品は、甲類と乙類に分けて管理し、甲類薬品⁴¹については、基本医療保険に定められる支払基準及び分担方法に従って支払うものとし、乙類薬品⁴²については、先に、一定比率の部分を保険参加者個人より負担した上、残りの部分は基本医療保険に定められる分担方法に従って支払うものとされている⁴³。

(d) 薬品支払基準の確定方法

独占的な薬品について、参入価格商談を通じてその支払基準を決める⁴⁴。

独占的ではない薬品について、国家から集中購買を通じて選択したものは、集中購買に関する規定に従って、支払基準を決め、その他の薬品は、入札等の方法で支払基準を決める⁴⁵。

³⁷ 本弁法第 32 条

³⁸ 本弁法第 4 条

³⁹ 本弁法第 3 条

⁴⁰ 本弁法第 23 条

⁴¹ 甲類薬品とは、臨床治療に必須な薬品であり、適用範囲が広く、治療効果が確実であり、同類薬品と比べると価格又は治療費用がより低い薬品をいう（本弁法第 24 条第 1 項）。

⁴² 乙類薬品とは、臨床治療に選択できる薬品であり、治療効果が確実であり、同類薬品と比べると価格又は治療費用が甲類薬品よりやや高い薬品をいう（本弁法第 24 条第 1 項）。

⁴³ 本弁法第 25 条

⁴⁴ 本弁法第 12 条第 2 項

⁴⁵ 本弁法第 12 条第 3 項

政府定価が適用されるべきである麻酔薬品及び第一類精神薬品については、政府定価基準に従って支払基準を決める⁴⁶。

ウ 薬品目録の制定と調整

(a) 薬品目録に入れない薬品⁴⁷

薬品目録に入れない薬品として、以下の8つが掲げられている。

- 主に滋養強壯の作用を有する薬品
- 国家の希少、絶滅危惧のある野生動物植物材料を含む薬品
- 保健薬品
- 予防性ワクチン、避妊薬
- 主な効果が、性機能の増強、脱毛、ダイエット、美容、禁煙、断酒等である薬品
- 診療項目に導入するなどの原因で、単独精算ができない薬品
- 酒製剤、茶製剤、各種果汁フレーバー製剤（特別な場合における子供用の薬を除く）、口腔内服用剤、内服発泡錠（特別な場合を除く）
- その他基本医療保険薬品使用規定に合致しない薬品

(b) 専門家による評価の上、薬品目録から直接削除すべき薬品⁴⁸

- 薬品監督管理部門が薬品批准証明書類を撤回、取り上げ又は取消した薬品
- 関連部門のネガティブリストに列挙された薬品
- その臨床価値、副作用、薬物の経済性等要素を総合的に考慮した上、そのリスクが収益より多いと評価された薬品
- 虚偽手段で薬品目録に入れられた薬品
- 国家规定に従って直接削除すべきその他の状況

(c) 専門家による評価の上、薬品目録から削除することができる薬品⁴⁹

- 同じ治療分野において、合理的な理由なしに、その価格又は費用が、明らかに高い薬品
- 臨床の価値が確実ではなく、他のより良いものに切り替えることが可能な薬品
- その他安全性、有効性、経済性等の条件を満たさない薬品

エ 「薬品目録」と「基本薬物目録」の関係

基本薬物とは、世界衛生組織（WHO）が1977年に提唱した概念であり、人類の衛生保健に優先的に必要となる薬品を指す。

2009年8月18日に公布された「国家基本薬物制度を設立することに関する実施意見」

⁵⁰、「国家基本薬物目録管理弁法（暫行）」⁵¹及び「国家基本薬物目録（基層医療衛生機構

⁴⁶ 本弁法第12条第4項

⁴⁷ 本弁法第8条

⁴⁸ 本弁法第9条

⁴⁹ 本弁法第10条

⁵⁰ 「关于建立国家基本药物制度的实施意见」

⁵¹ 「国家基本药物目录（基层医疗卫生机构配备使用部分）（2009版）」

使用部分)」（2009版）⁵²に基づき、中国における「基本薬物目録」が誕生し、2018年9月の基本薬物目録には、685種類の薬品が含まれている。

これに対して、薬品目録は、基本医療保険の適用がある薬品の目録であり、目録編成の目的が異なる。ただ、同じ薬品が、それぞれの目録に重複して入ることはある。

2. 司法解釈

(1) 統一的な法律適用を強化するための類似案件検索に関する指導意見（試行）⁵³

国務院 2020年7月27日公布 2020年7月31日施行

① 背景

世界の法体系は、大別して、大陸法系のシビル・ロー（制定法主義）と英米法系のコモン・ロー（判例法主義）に分かれている。アメリカ、イギリス等の国は、判例に一定の拘束力のあるコモン・ロー（判例法主義）に基づく法体系を採用するが、日本や中国はシビル・ロー（制定法主義）の国となっている。制定法主義の国でも、日本では判例が制度上も実際上も重視されているのに対して、中国においては、判例は、法的な拘束力を有せず、実務上も、判例研究が重視されない傾向がある。その結果、事実背景がほぼ同じである事件において、全く逆の内容の判決が出されるケースも生じ、紛争解決に対する予見可能性が得られないという批判がある。

このような「同案につき、判決が異なる」⁵⁴状況を改善する方法として、事件審理の際に、過去の判例に対する検索、研究をすることが重視されている。

中国における判例の取り扱いの沿革としては、当初、最高人民法院より、代表的な判例や解釈を適宜選んで公布し、各地の裁判所がそれに従うという方法であった。しかし、最高人民法院の判例や解釈の数は非常に限られており、また、最高人民法院の判例は、1985年より、「最高人民法院公報」が公表されるようになるまでは、非公開だった。2012年12月20日、最高人民法院は、第1回の指導性判例を公布した⁵⁵が、指導性判例は参考的なものに留まった。2014年7月には「人民法院第4次5か年改革綱要」⁵⁶が公布され、指導性判例を選択・評価して公布することによって法律の統一的な適用を確保する方針を明確された。そして、2019年10月11日、「法律の適用に関する意見相違を解決する体制を整備する実施弁法」⁵⁷が公布され、「同種事案につき判決が異なる」という問題の解決に対して、制度面の土台を構築した。

このような背景の下、今回の「統一的な法律適用を強化するための類似案件検索に関する指導意見（試行）」（以下「本指導意見」という。）が公布された。

⁵² 「国家基本药物目录管理办法（暂行）」

⁵³ 「关于统一法律适用加强类案检索的指导意见（试行）」

⁵⁴ 中国語で「同案不同判」

⁵⁵ 「关于发布第一批指导性案例的通知」

⁵⁶ 「人民法院第四个五年改革纲要」

⁵⁷ 「关于建立法律适用分歧解决机制的实施办法」

② 主な内容

ア 類似案件の定義

本指導意見における類似案件とは、判決待ちの案件と基本事実、論点、法律適用問題等について、類似性のある確定判決が下された案件を指す⁵⁸。

イ 検索すべき案件の条件

以下の場合、人民法院が自ら類似案件を検索すべきとされている⁵⁹。

- 専門の担当裁判官会議又は審判委員会に提出し議論する予定である案件
- 明確な裁判規範が欠けている又は統一的な裁判規範がない案件
- 院長、庭長が審判監督管理権限に基づく検索を要求した案件
- その他検索する必要のある案件

ウ 検索主体

- 案件の担当裁判官は、類似案件を検索する担当者となり、検索の真実性、正確性に対して責任を持つ⁶⁰
- 公訴機関、案件当事者又は訴訟代理人等関係者は自ら類似案件を検索することができる⁶¹

エ 検索範囲⁶²

- 最高人民法院により公布された指導性事例
- 最高人民法院に公布された典型的な事例及び確定判決
- 当該地域（省、自治区、直轄市）の高級人民法院により公布された参考性事例及び確定判決
- 上級人民法院及び当該法院における確定判決

指導性事例以外のものについて、最近3年以内の事例又は案件を優先的に検索する。

オ 検索結果の適用

担当裁判官は、関連案件の合議庭審議、専門的な裁判官会議での討議で又は審理報告の中で検索結果に関する説明を行い、又は、専門的な類似案件検索報告を作成し、案件資料と一緒にファイリングするものとする⁶³。

検索を通じて見つかった類似案件が、指導性事例であれば、原則としてそれを参照して裁判をするものとし、指導性事例でないものが見つかった場合、それを参考として、裁判することができる⁶⁴。

公訴機関、案件当事者又は訴訟代理人等関係者が指導性事例を訴訟理由（抗弁理由）として主張する場合、人民法院は、判決において、回答し、類似案件の観点を採用する

⁵⁸ 本指導意見第1条

⁵⁹ 本指導意見第2条

⁶⁰ 本指導意見第3条

⁶¹ 本指導意見第10条

⁶² 本指導意見第4条

⁶³ 本指導意見第7条

⁶⁴ 本指導意見第9条

か否かに関する理由を述べるものとし、指導性事例以外の事例を主張する場合、人民法
院は、釈明という形で、回答することができる⁶⁵。

(吳秀穎・中国法顧問)

⁶⁵ 本指導意見第10条

二. 連載 中国法実務のイロハ

第三弾：契約実務のイロハ（第5回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更、終了、更新
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第5回 期間及び時効の管理

中国では、日本と比べて物価の変動や、経済環境の変化がより頻繁に起こるため、継続的取引における契約期間の定め方について、当該取引の見通しに照らして適切に検討をする必要性があります。また、日本法と中国法の主要な相違点として、時効期間が異なることが挙げられます。さらに、中国における人材の流動性が一般に日本よりも大きいことや、日系現地法人において駐在員が一定の任期で交代することにも照らし、担当者の変更により、契約がうっかり失効することや、債権が時効にかかるリスクも日本国内より大きいといえます。

従って、契約期間と時効の管理を意識的に行う必要性は、中国事業においては、極めて重要であるといえますので、今回の記事が参考になれば幸いです。

Q3.5.1 契約期間の管理について、どのような点に留意すべきでしょうか。

契約において「契約期間」を定めるべきであるかどうかは、契約の種類、内容、性質によって異なります。一般に、継続的な取引関係を定める契約には、「契約期間」を定める必要があるのに対して、単発の契約であれば、「契約期間」を定める必要は特にありません。例えば、単発の売買契約の場合、1回の取引が終了すれば、契約の履行は完了するため、「契約期間」の定めは不要ですが、商品引き渡しや代金支払いの「履行期限」を定める必要はあります。これに対して、いわゆる基本契約のように、継続的に取引関係がある取引先、仕入先等との間の個別の取引に共通のルールを定める契約であれば、「契約期間」を契約書に明記する必要があります。また、雇用契約、派遣契約、合弁契約、ライセンス契約、賃貸借契約といった、本来的に継続的な法律関係を定める契約においても、「契約期間」を定めることは必須です。

「契約期間」を定める必要のある継続的な取引においては、時間の経過とともに、状況が変化し、取引条件の変更や契約終了が必要となる場合もあります。

そのため、取引条件の変更を容易にする観点からは、5年や10年といった長期の契約をいきなり結ぶのではなく、1年から3年程度の期間で契約を結ぶことが一般的には適切であると考えられます。また、中国では継続的契約を一方当事者が中途解約することは契約違反であると取り扱

われる例が多いため、長期間の契約においては、一定の条件で中途解約ができるような条項を入れることも検討に値します。

他方、長期間安定した取引が行われる相手方との契約において、期間満了の都度、新しい契約締結を行うのは手間がかかることや、それを失念して契約が失効するという恐れもあることから、自動更新条項を置くことが有用です。自動更新条項を設ける場合には、自動更新の条件を明確にする必要があります（例えば 1 か月前までに書面で不更新通知をしないこと等）、また、自動更新後の契約期間と、複数回の自動更新の可否も決めるのが良いといえます。

なお、「契約期間」を設ける場合は、一義的かつ明確に定める必要があります。当事者間で交わした内容や期間に、曖昧さが残らないような記載となるよう注意しなければなりません。書き方としては、例えば「本契約の有効期限は、2020年1月1日から2020年12月31日とする」又は「本契約の有効期限は、2020年1月1日から1年間とする」とあれば、期限は明確となり、問題はありますが、「契約締結日から1年間とする」というような規定の場合、中国実務では日付空欄で契約締結をすることが少なくないことから、期限が不明確となる恐れがあり適切ではありません。

また、契約期間の管理は、契約期限や契約更新時期を正確に把握し、しかるべき行動、契約更新や契約満了に伴う事務処理を適切に取れるようにために必要な前提条件となりますので、上記に述べた契約締結時に判断する事項のほか、契約の継続中においても、契約管理表を作成するなどして、対応漏れがないように留意することが重要といえます。

Q3.5.2 時効に関する一般規定について

中国では、消滅時効のことを「訴訟時効」と呼び、裁判上権利救済を求めることのできる期限として構成していますが、機能としては日本の消滅時効に相当します。

1986年に施行された「中華人民共和国民法通則」（以下「民法通則」という）においては、法律に別段の定めがある場合を除き、時効期間は2年間と定められ⁶⁶、短期時効として、①身体受傷に対する賠償請求、②未告知の品質不合格商品の販売、③賃借料の支払遅延又は支払拒否、④寄託財物の紛失又は毀損の場合は1年間と定められていました⁶⁷。

ところが、債権者の利益を保護する観点からは、1年間又は2年間の時効では短すぎるため、2017年に「中華人民共和国民法総則」（以下「民法総則」という）が制定された際に、時効期間に関する変更がなされました⁶⁸。民法総則では、法律に別段の定めがある場合を除き、時効を権

⁶⁶ 民法通則第135条

⁶⁷ 民法通則第136条

⁶⁸ 民法総則の施行後も、民法通則は効力を保持しており、民法通則の時効期間に関する規定も形式的には依然として有効ですが、「最高人民法院による『中華人民共和国民法総則』における訴訟時効制度若干問題の適用に関する解釈」によると、2017年10月1日民法総則の施行後に訴訟時効期間を起算する場合には、民法総則188条による3年間の時効を適用することとされました。従って、当該司法解釈により、民法通則における時効期間に関する規定は、既に実質的に失効したと言えます。

利人が権利侵害及び義務者を知り又は知り得べきときより 3 年間と定められています⁶⁹。短期時効の定めはなくなりました。当該規定は、2021 年 1 月 1 日に施行される「中華人民共和国民法典」（以下「民法典」という）にも引き継がれております⁷⁰。

Q3.5.3 時効期間に関する特則はあるでしょうか。

民法典第 188 条に定められているのは時効に関する一般規定であり、民法典⁷¹及びその他の法律において特則があれば、それに従います⁷²。

規定	内容
契約法第 129 条 ⁷³	国際貨物売買契約及び技術輸出入契約の紛争による訴訟提起又は仲裁申立の期限は 4 年とし、当事者がその権利が侵害を受けたことを知った日又は知り得べき日から起算する。
保険法第 26 条	生命保険以外の保険の被保険者又は受益者の保険者に対する損害填補又は保険金給付請求の訴訟時効期間は 2 年とし、被保険者又は受益者が保険事故の発生を知った日又は知り得べき日から起算する。 生命保険の被保険者又は受益者の保険者に対する保険金給付の訴訟時効期間は 5 年とし、被保険者又は受益者が保険事故の発生を知った日又は知り得べき日から起算する。
製品品質法第 45 条	製品に欠陥が存在したことにより生じた損害賠償請求の訴訟時効は 2 年とし、当事者がその権益が損害を受けたことを知り、又は知り得べき日より起算する。 製品に欠陥が存在したことにより生じた損害の賠償請求権は、損害を生じさせた欠陥製品が最初の商品者に引き渡されてから満 10 年で消滅する。但し、明示された安全使用期限を超えていない場合を除く。
特許法第 68 条	特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った、又は知り得べき日から起算する。 発明特許出願が公開されてから特許権が付与されるまでにその発明が使用され、特許権者が使用料の支払を求める訴訟時効は 2 年とし、特許権者が、他人がその発明を使用したことを知った、又は知り得べき日から起算する。但し、特許権者が特許権付与日の前にすでに知った、又は知り得べきであったときは、特許権付与日から起算する。
労働紛争調解仲裁法第 27 条	労働紛争の仲裁申立の時効期間は、1 年とする、仲裁時効期間は、当事者がその権利が侵害されていることを知り、又は知り得べき日から起算する。

⁶⁹ 民法総則第 188 条。なお、権利を侵害された時から 20 年間が経過した場合には原則として保護されません。

⁷⁰ 民法典第 188 条

⁷¹ 民法典第 995 条によれば、人格的利益が侵害された場合、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、影響排除、名誉回復、および謝罪に関する請求権は時効に関する規定が適用されないとされます。

⁷² 本件リストは網羅的なものではなく、企業の実務上知っておくべき主なものを取り上げています。

⁷³ 契約法は民法典が 2021 年 1 月 1 日に施行されることにより廃止されることとなるが、同規定は民法典第 594 条で同様に定められている。

	労働関係の存続期間中に、労働報酬の支払遅延に起因して紛争が生じた場合には、労働者の仲裁申立ては1年間の仲裁時効期間の制限を受けない。但し、労働関係が終了した場合、労働関係の終了日から1年以内に申立てをしなければならない。
--	--

Q3.5.4 時効の完成後、どのような法的結果が生じるでしょうか

訴訟時効期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁をすることができるという効果があります。また、訴訟時効期間の満了後に、義務者が義務の履行に同意した場合、満了した時効が再び進行を始めます。さらに義務者がすでに自らの意思で、債務を履行した場合、その返還を請求できません⁷⁴。

なお、訴訟時効期間の満了後、義務者が債権者の債務履行催促書に署名又は捺印した場合、本来の債務に対する確認とみなすことができます⁷⁵。また、義務者と債権者との間に、本来の債務につき新たな返済契約を締結した場合、新しい債権として、当該返済契約は法により保護されます⁷⁶。

Q3.5.5 契約の履行期が不明である場合は、債権の時効はどのように取扱われるでしょうか。

契約法及び民法典では、契約の効力が生じた後、当事者が品質、代金又は報酬、履行地等の事項について定めていない場合又は契約の定めが不明確な場合は、合意の上で補充することができ、補充の合意に達することができない場合は、契約の関連条項又は取引慣習に従うものとされています⁷⁷。

さらに、上記によっても履行期が決定できない場合、義務者は随時履行することができ、債権者も随時履行を請求することができるが、相手側に必要な準備時間を与えるべきとされます⁷⁸。そこで、履行期を確定することができない場合、訴訟時効は、債権者が債務者に義務の履行を求めた際に与えた猶予期間が満了した日から計算します。但し、債務者が一旦その権利を主張した時において、債務者が義務を履行しない意思を明確に表示した場合には、訴訟時効は債権者が義務を履行しない意思を明確に表示した日から起算します⁷⁹。

Q3.5.6 分割履行契約の場合、時効の起算点はいつでしょうか。

⁷⁴ 民法総則第192条、民法典第192条。

⁷⁵ 「最高人民法院による訴訟時効期間が満了した後に借入人が督促状に署名又は押印をした場合の法的効力に関する問題の回答」

⁷⁶ 「最高人民法院による訴訟時効期間が満了した後に当事者の間で合意した返済契約が法により保護されるかに関する問題の回答」

⁷⁷ 契約法第61条、民法典第510条。

⁷⁸ 契約法第62条第4号、民法典第511条第4号

⁷⁹ 「民事事件の審理における訴訟時効制度の適用に関する若干問題についての規定」第6条

中国では、①権利侵害の発生、②権利侵害を知り又は知り得べきこと、③義務者を知り又は知り得べきことという三つの要件が満たされた場合、訴訟時効が起算されるのが原則ですが⁸⁰、当事者間の合意に基づき債務を分割で履行する場合、訴訟時効は、それぞれの分割履行の期限から別々に起算されるのではなく、分割履行の最後の一回の履行期から起算します⁸¹。

Q3.5.7 当事者が契約において時効の停止、中断、放棄に関する特約を定めることは可能でしょうか

日本の民法では、時効利益の事前放棄のみが明文で禁止されていますが、中国では時効に対する停止、中断、事前放棄の約定が明文で禁止されています。すなわち、訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断の事由は法により定められ、当事者間の約定は無効とされ、かつ当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は無効とされます⁸²。

Q3.5.8 時効の中断を生じさせる方法は何でしょうか

中国では、日本と同様に、一定の事由が生じた場合、訴訟時効が中断⁸³し、中断の事由が終了した時から新たな訴訟時効が進行を始めます⁸⁴。具体的には、①権利者が義務者に対し履行を請求した場合、②義務者が義務の履行に同意した場合、③権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てた場合、④訴訟の提起又は仲裁の申立と同様の効果を有するその他の事由⁸⁵が挙げられます。

なお、日本では、時効の中断（更新）は、裁判上の請求等や債務者の承認によることが必要とされるのに対して、中国では、上記①の通り、裁判外での催告⁸⁶でも時効が中断します。このように、中国の時効期間は日本の時効期間より短いものの、中断が容易にできますので、メールやレター等で、「催告」を行って、かつそれを記録化しておくこと（メールの場合には相手方の返信等届いたことの確認、レターの場合には配達記録の保存）が、中国での債権管理において極めて重要となります。

⁸⁰ 民法典第 188 条第 2 項。

⁸¹ 民法典第 189 条。これは、民法典において新たに規定された内容です。

⁸² 民法典第 197

⁸³ 日本の改正民法では「時効の更新」という新しい概念が用いられていますが、便宜上従来の呼称に従って本稿では「中断」という語を用います。

⁸⁴ 民法典第 195 条

⁸⁵ ①支払命令の申立、②破産申立、破産債権の届出、③権利を主張するために義務者の失踪または死亡宣告の申立を行うこと、④訴訟前の保全等申立、⑤強制執行の申立、⑥当事者の追加を申請または訴訟参加通知を受けた場合、⑦訴訟における相殺の主張等が挙げられます。（「民事事件の審理における訴訟時効制度の適用に関する若干問題についての規定」第 13 条）

⁸⁶ 日本では「時効の完成猶予」の事由に当たります。

Q3.5.9 どのような場合に時効が停止になるのでしょうか

中国では、一定の事由のために、訴訟時効が停止する制度が定められています⁸⁷。具体的には、訴訟時効期間の最後の6か月間において、次の事由により、請求権を行使できない場合、訴訟時効は停止となります。①不可抗力、②行為無能力者もしくは制限行為能力者に法定代理人がなく、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、もしくは代理権を喪失した場合、③相続開始後、相続人又は相続財産管理人が確定しない場合、④権利者が義務者又は他者によって支配されている場合、⑤権利者が請求権を行使できないその他の障害がある場合。

訴訟時効停止の効果として、民法通則において、訴訟時効停止の原因が除去された日から訴訟時効が引き続き進行すると定められていましたが⁸⁸、民法総則・民法典においては、訴訟時効停止の原因が除去された日から6か月が経過することにより、訴訟時効が完成すると定められました⁸⁹。

Q3.5.10 期間の計算に関するポイントについて

民法上の期間を計算する方法について、民法典は、次の通り定めております。

- ① 民法上の期間は西暦の年、月、日、時間により計算します⁹⁰。
- ② 年、月、日により期間を計算する場合、初日は不算入とし、翌日から起算します⁹¹。
- ③ 年、月により期間を計算する場合、期間が満了する月の応当日を期間最後の日とし、応当日がない場合は、月の末日を期間最後の日とします⁹²。
- ④ 期間の最終日が法定休日である場合、法定休日の終了した翌日を期間最後の日とします⁹³。
- ⑤ 期間の最終日の終了時刻は24時とし、業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間を終了時間とします⁹⁴。

上記は日本の民法の規定とほぼ同じといえますが、④の法定休日には日曜日は含まず、春節、労働節、国慶節などのいわゆる祝日に限る点などは日本とは異なります。

なお、契約においては、何営業日以内にという期間を定めることが多く、特に短い期間を定める場合には、営業日ベースでの期間設定を行うことが合理的といえます。

(邢沂晨・中国弁護士)

⁸⁷ 民法典第194条

⁸⁸ 民法通則第139条

⁸⁹ 民法典第194条第2項

⁹⁰ 民法典第200条

⁹¹ 民法典第201条

⁹² 民法典第202条

⁹³ 民法典第203条第1項

⁹⁴ 民法典第203条第2項

三. 中国法務の現場より

1. 社会保険の代理納付に関する管理の強化

中国の企業は、従業員に給与を支払うと同時に、社会保険に加入し、保険料を支払わなければならない。法令の規定では、企業が成立した後、社会保険機構に対して、企業の社会保険登記の申請手続きを行い⁹⁵、従業員と労働契約を締結した日から30日以内に、当該従業員の社会保険登記の手続きをしなければならないとされている⁹⁶。

もともと、実務上、企業が自ら社会保険登記の手続きをせずに、代理会社に委託して、社会保険の納付を代行してもらうということがよくある。例えば、小規模企業が、人事管理をすべてアウトソーシングし、これと併せて社会保険の納付も外注するケースや、本社が、北京以外の都市にあるが、北京で分公司を設立せずに、一部の従業員が北京で常駐しているケース、そのほか、無職の個人が社会保険に加入し続けるために、知人の企業に頼んで代わりに社会保険を納付してもらうケース等、様々なケースがありうる。

しかし、近日、北京市社会保険センターは、こういった社会保険納付の代行に対する管理を強化する動きを見せている。

6月30日に、北京市医療保障局、北京市公安局より「北京市における8つの保険詐欺の典型事例に関する公告」⁹⁷が公表され、そのうち一つの事例では、とある朝陽区の会社が、労働関係を偽装して、労働関係のない3100人を従業員の名義で社会保険に加入させ、社会保険基金に約273万円の損失を与えたといったものがある。

これをきっかけに、北京、広州、深セン、重慶などの主要都市において、社会保険納付の代行に関する管理を強化する方向に動き、6月30日に北京市社会保険センターは「労務派遣企業と人材サービス企業が社会保険を加入する関連問題の通知」（以下「本通知」という。）⁹⁸を公布した。

本通知によれば、7月5日から、社会保険業務システム、オンラインサービスプラットフォームのアップデートを通じて、労務派遣企業と人材サービス企業による社会保険納付業務に対して、厳しく検査することとされた。また、労務派遣企業又は人材サービス企業は、所属する従業員のために社会保険に加入する場合、当該従業員との労働契約に関する情報を詳細に登録しなければならない、それ以外の重点検査企業リストの該当企業においても、同様に、社会保険に加入する従業員との労働契約情報を詳しく申告しなければならない。

一部の日系企業からは、もともと労務派遣企業（中智やFESCOなど）を通じて社会保険に加入していたものの、7月以降は、自社で社会保険の登録、納付を行う運用に変更しているという話も聞かれる。

⁹⁵ 社会保険法第57条

⁹⁶ 社会保険法第58条

⁹⁷ 「北京市通报8起欺诈骗保典型案例」

⁹⁸ 「北京市社保中心关于劳务派遣企业和人力资源服务企业参加社会保险有关问题的通知」

また、本社が北京以外の都市にあり、北京で常駐する従業員がいる場合の初回保険納付に関する対処については、従業員と相談の上、本社のある都市で社会保険の登録、納付をするか、北京で分公司を設立し、分公司の名義で社会保険を登記するか、のいずれかの方法しかないことになる。いずれの方法で対応するかは問題であるが、いずれにしても従前のようなグレーな方法が認められなくなっているということであるため、早急に是正方法を検討する必要があるといえる。

(呉秀穎・中国法顧問)

2. 中国から見る「新常態」の行方

(1) コロナをコントロールして正常化に向かう中国

中国本土では、コロナウイルスの市中感染は基本的に全国的にゼロを維持している。これまで、北京、大連、ウルムチなどで第二波的な市中感染が散発的に発生したが、いずれも、速やかに厳しい隔離（濃厚接触者も含む）、ローラー作戦的な PCR 検査実施、移動規制措置（当該地域から地域外に出ることの規制）が取られ、すべて 1~2 か月の間に収束し、規制が解除されている。中国本土での新規感染者は、海外からの入国者から 1 日 10~20 人程度発見されるものであり、かつ、海外からの入国者には PCR 検査が陰性であってもすべて 14 日間の隔離が強制されている⁹⁹ことから、水際対策は完ぺきといえる。

そのような厳しい抑制策のおかげで、国内の経済活動はほぼ平常通りに復旧し、国内旅行、飲食、スポーツ、エンターテインメント、ショッピングなどの各場面においても活気が戻っている。

海外からの感染流入防止のため、外国人の入国規制（居留許可や 3 月 28 日以前に発行されたビザでは入国できず、原則として新たなビザの取得が必要）や、航空便の便数規制は引き続き行われているものの、新規ビザの取得に関する規制の緩和（有効な居留許可を有する場合には招聘状不要に）や、航空便の漸増¹⁰⁰により、日本で足止めされていた日系企業の駐在員やその家族も順次中国に戻りつつある。それにより、日系企業の中国での事業活動も、より一層正常化することが期待される。

(2) 感染防止に由来する規制措置の常態化

中国国内での生活は、感染リスクという点では、日本よりもはるかに安全であるはずにも関わらず、市中感染と戦っていた時期に導入された感染リスク防止制度としての、公共

⁹⁹ 原則として指定施設での強制隔離。「7+7」方式により 7 日間経過後は在宅での隔離が認められる場合にも、専用車で護送の上で厳格な監視下に置かれ、外出は一切できない。自宅等の滞在先を確保していれば、公共交通機関以外の手段で自ら滞在先に直行し、「不要不急の外出を避ける」という緩やかな入国者への規制がなされている日本とは状況が異なる。

¹⁰⁰ 感染者が一定期間出ない航空会社には週 2 便の運航を認めており、それに伴い、9 月の日中間の定期便は週 17 便にまで増えた。また、9 月には上海日本商工クラブのチャーター便が、JAL と ANA により、それぞれ 1 便ずつ運行される。

交通機関利用におけるマスク着用の義務付け、一定の施設への入館時に要求される「健康コード」¹⁰¹と呼ばれる QR コードの呈示義務、学校における厳しい感染防止策（毎日の検温報告、保護者の入構規制、学生の域外移動の規制等）は引き続き実施されている。

「健康コード」については、従前、携帯電話会社、政府機関、支払代行機関、交通機関などがそれぞれ収集・管理していたビッグデータを統合し、位置情報その他の個人情報と統合して、感染リスクを判定するために導入されたものであるが、それを、市民プールの入館証として使う制度や、地下鉄やバスに乘車できる交通カードとの連携が上海市内で導入されるなど、各種の個人情報をベースとした「電子通行手形」としての役割拡大が推進されている。

蘇州市では、近日、健康コード「蘇城碼」をベースに交通違反等の減点や交通関係の奉仕活動による加点によるポイントを表示する「文明コード」を導入し、ポイントに応じて、日常生活、就業、行政手続等の場での優遇が受けられることとなった。報道によれば、今後、ポイントに反映させる事項を拡大し、ごみの分別、食事における浪費防止、文明的なインターネットの使用、節約などの良好な習慣を醸成する予定としているが¹⁰²、利便性よりも市民の自由な生活を制約するのではないかという批判もなされている¹⁰³。

コロナの感染防止策から、行政手続のより一層の簡素化とオンライン化が進行し、利便性が向上した反面、スマホを使いこなせない社会的弱者の保護や、行き過ぎた管理の抑制が今後の課題になると思われる。

(3) 働き方への影響

日本では、コロナによりテレワークの普及や兼業・副業の広がりなどが見られ、「働き方改革」につながるといえることがよく言われているが、コロナの市中感染がゼロとなって久しい中国では、殆どの企業がコロナ前と同様の働き方に復帰している¹⁰⁴。労務管理や仕事の効率性としては、やはり、皆が職場に出勤して、同じ空間で同じ時間に仕事をするのがよいというのが大方の認識であるといえる。

他方、在宅勤務の際に必須ツールとなった Web 会議システムが一気に普及したため、出張や訪問しての面談の代わりに Web 会議で済ませるといえることは、中国国内でも増えていると感じられる。移動時間や費用が節約できること、また、それに呼応して、より頻繁に会議ができるようになったことにより、感染防止策のためのやむを得ないツールから、利便性の高いツールへと役割が変化したものといえる。

¹⁰¹ 当該 QR コードシステムは各省や市レベルで管理されており、上海市では、「随申碼」（「隨身」（いつも身に着ける）と「申城」（上海の別称）をかけたネーミングであると理解できる）と呼ばれる。「随申碼」は、上海市の行政手続サービスアプリ「随申办」で表示できるほか、アリペイ、WeChat のミニプログラムでも表示できる。

¹⁰² <http://news.2500sz.com/doc/2020/09/03/628010.shtml>

¹⁰³ 「良民証」を彷彿させるなどとして物議を醸しているが、そのような言論が SNS 等で行われることは、中国社会の成熟度を示しているともいえる。

¹⁰⁴ ただ、細かい点でいえば、自動車通勤に切り替える人や時差通勤が増えたなどという変化はみられる。

今後は、面談をしてじっくりと協議したほうがいい場面と、電話・メールの代替として効率的に Web で会議するという場面などで使い分けをすることで、より効率的・効果的な仕事ができるようになると思われる。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年8月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2020年9月7日